平成３０年（フ）第２０１号
大阪府貝塚市澤778番地１　第１森田マンション102号
債務者　津村　淳二
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２３２号
大阪府和泉市光明台３丁目１番11―401号
債務者　鈴木　大介
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２４６号
大阪府泉大津市森町２丁目２番３―103号、前住所大阪府高石市千代田１丁目26番17―206号
債務者　仲村　綾乃
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２４９号
大阪府泉佐野市日根野2677番地の６
債務者　下代　勝藏
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２５５号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目27番10号ザ・ウエスト忠岡東ハイツ202、前住所大阪府泉北郡忠岡町高月南１丁目３番９号Ａ―101
債務者　谷口　梓
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２５８号
大阪府貝塚市澤157番地３　グレイスコートたちばな107号
債務者　樫下　朝之
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２７１号
大阪府阪南市和泉鳥取1133番地の70、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地60棟703号
債務者　的場隆一郎
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２４２号
熊本市東区長嶺西１丁目９番１―1102号　サンアメニティ壱番館
債務者　衞藤　清美（旧姓竹内）
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２４３号
熊本市東区長嶺西１丁目９番１―1102号　サンアメニティ壱番館
債務者　衞藤　保
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成３０年（フ）第１７２号
北九州市小倉北区足原１丁目13番２号ワン・オフビル２Ｆ
破産者　株式会社夢企画
１　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
２　一般調査期日　平成30年７月25日午後１時30分
平成30年６月20日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５５号
鹿児島県いちき串木野市昭和通262番地
破産者　中竹　正浩
１　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
２　一般調査期日　平成30年９月27日午前10時10分
平成30年６月21日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１７号
長野市大字西長野往生地1030番地５
破産者　成宮　慶
１　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
２　一般調査期日　平成30年10月１日午前10時30分
平成30年６月18日
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４９３号
大阪府河内長野市向野町677番地エスポワール岩湧204号、居所東京都大田区大森西２―15―23　イプセ大森306
破産者　井阪　年宏
１　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
２　一般調査期日　平成30年10月15日午前10時30分
平成30年６月21日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１９５号
北九州市小倉北区中井５丁目８番16―202号
破産者　鳥澤　勝
１　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
２　一般調査期日　平成30年８月８日午前10時40分
平成30年６月20日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２９７号
石川県白山市村井町339番地１、従前の住所石川県白山市竹松町156番地
破産者　鈴木　昭典
１　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
２　一般調査期日　平成30年８月31日午後１時40分
平成30年６月22日　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７２号
長野県諏訪郡下諏訪町4699番地15　ル・レポ月岡
破産者　福島　修
１　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
２　一般調査期日　平成30年９月28日午前10時30分
平成30年６月22日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第６７号
滋賀県長浜市三ツ矢元町26番７号　ソレアード　102号室
破産者　野坂千恵子
１　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
２　一般調査期日　平成30年８月７日午後４時
平成30年６月21日
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
大阪市東淀川区東中島２丁目７番21号、開始決定時大阪市淀川区宮原１丁目８番19―401号
破産者　柴田　隼佑
１　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
２　一般調査期日　平成30年９月13日午後２時
平成30年６月22日
大阪地方裁判所第６民事部